

## 地方版図柄入りナンバープレート「岩手ナンバー図柄デザイン」の使用に関する規程

岩手県ふるさと振興部交通政策室

(目的)

第1条 この規程は、別記地方版図柄入りナンバープレート「岩手ナンバー図柄デザイン」(以下「図柄デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 図柄デザインを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、国、岩手県、岩手ナンバー構成市町村が使用する場合並びに岩手県ふるさと振興部交通政策室(以下、「県交通政策室」という。)が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめ県交通政策室の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、県交通政策室に提出しなければならない。

- (1) 申請者の業態、事業内容がわかる資料(会社概要等)
- (2) 図柄デザインの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、県交通政策室が必要と認める書類

(使用の許諾)

第3条 県交通政策室は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が地方版図柄入りナンバープレートの普及又は観光及び地域振興に寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をすることができる。この場合において、県交通政策室は必要があると認める場合には、図柄デザインの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 図柄デザインの使用許諾の期間は、許諾した日(許諾した日在使用開始日より早い日にあつては、使用開始日)から3年を経過する日の属する年度の末日を超えないものとする。

3 県交通政策室は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(別記様式第2号)を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第4条 図柄デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県交通政策室は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 岩手県及び岩手ナンバー構成市町村の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) 図柄デザインの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

- (8) 図柄デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 図柄デザインの著しい変形その他図柄デザインの使用が適当でないとして認められる場合
- (10) 使用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (12) その他、県交通政策室が図柄デザインの使用が適当でないとして認める場合  
(使用料)

第5条 図柄デザインの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第7条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ使用許諾内容変更申請書(別記様式第3号)を県交通政策室に提出し、県交通政策室の許諾を受けなければならない。

2 県交通政策室は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、使用変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾期間の延長)

第8条 使用者は使用許諾の内容を変更することなく使用許諾期間を越えて引き続き使用しようとする場合は、あらかじめ、使用許諾期間延長報告書(別記様式第5号)の提出を持って、許諾を受けたものとする。

(許諾の取消し等)

第9条 県交通政策室は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(第7条の規定による追加又は変更の許諾及び第8条の規定による期間延長の許諾があったときは、その追加又は変更後及び期間延長後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第3条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他図柄デザインの使用継続が不相当であると認められた場合

2 県交通政策室は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害につい

て、一切の責任を負わないものとする。

3 県交通政策室は、使用者に図柄デザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について県交通政策室の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 県交通政策室は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 県交通政策室は、図柄デザインの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、図柄デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県交通政策室に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、図柄デザインの使用に際して故意又は過失により県交通政策室に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県交通政策室に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 県交通政策室は、図柄デザインの使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、図柄デザインの使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、県交通政策室が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、図柄デザインの使用に関し必要な事項は、県交通政策室が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記（第1条関係）

地方版図柄入りナンバープレート「岩手ナンバー図柄デザイン」

〈フルカラー〉



〈モノトーン〉



〈フルカラー・封印あり〉



〈モノトーン・封印あり〉

